

第2回 三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 事項書

令和 3年 8月 2日
601特別委員会室

1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の課題について

2 その他

<配付資料>

資料1 三重県議会議員政治倫理審査会の流れ

資料2 政治倫理条例に関する課題（各会派意見まとめ）

三重県議会議員政治倫理審査会の流れ

場面	条例(抜粋)	実際の動き(シミュレーション)
審査請求	議員は、政治倫理規準に反する疑いがあると認めるときは、議員の定数の12分の1以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる【4条】	5人以上の議員が、政治倫理規準の第〇号に該当するとして、書面で議長に審査を請求(できる)

↓

審査会の設置① (諮問)	議長は、審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り【5条1項】	議長が、審査会の設置について議会運営委員会に諮問
審査会の設置② (設置)	議会運営委員会に諮り、議会に三重県議会議員政治倫理審査会を速やかに設置する【5条1項】	議会運営委員会において審査会設置の可否を諮り、過半数により採決
審査会の設置③ (組織・任命)	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会は、委員11人以内で組織する【5条2項】 ・委員は、議員のうちから議長が任命する【5条3項】 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会の定数と会派ごとの配分を(協議し)決定 ・配分に基づき(会派からの候補者を)議長が任命

↓

審査会の運営① (招集)	—	(委員会や検討会では)第1回は議長が招集し、2回目以降は委員長が招集
審査会の運営② (互選)	審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める【5条5項】	第1回審査会において、互選により委員長と副委員長を選出
審査会の運営③ (会議要件)	委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。【6条1項1号】	会議は過半数の委員で行う
審査会の運営④ (外部意見)	審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる【6条1項4号】	審査に必要があるときは、委員以外の、議員や有識者に出席を求めて、意見・報告を聞くことができる
審査会の運営⑤ (議事)	審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる【6条1項2号】	議事は、過半数採決による
審査会の運営⑥ (勧告)	議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の三分の2以上の多数による賛成を要する【6条1項3号】	重要な勧告(議員辞職、役職辞任等)は、出席委員の2/3以上の多数議決による
審査会の運営⑦ (会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会の会議は、原則として非公開とする【6条1項8号】 ・審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない【6条1項9号】 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則非公開 ・委員に守秘義務
審査会の運営⑧ (記録)	—	(会議の記録をどのように残すか)

↓

三重県議会議員政治倫理審査会の流れ

場面	条例(抜粋)	実際の動き(シミュレーション)
審査結果① (報告)	審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする【7条】	委員長から議長へ審査結果を報告
審査結果② (通知)	議長は、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知する【8条】	議長から審査の請求をした議員、審査の請求をされた議員に審査結果を通知
審査結果③ (意見書)	審査の請求をされた議員は、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる【9条1項】	審査の請求をされた議員は、議長に意見書を提出(できる)
審査結果④ (公表)	<ul style="list-style-type: none"> ・議長は、意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない【8条】 ・議長は、意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする【9条2項】 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が審査結果を公表 ・意見書が提出された場合は、審査結果とともに公表

↓

措置① (措置)	議長は、審査会が必要と認める措置を講じることができ【10条1項】	議長は審査結果の措置を講じる(ことができる)
措置② (公表)	議長は、措置を講じたときは、これを公表しなければならない【10条2項】	議長は講じた措置を公表

政治倫理条例に関する課題(各会派意見まとめ)

資料2

区分	新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが
前文	・高い倫理観と人権意識のもと、その達成に…人権意識という言葉を書き込む。「行動規範や守るべき秩序に関する見方・考え方」が倫理観とすれば、「人権意識」とは人権に対する価値志向的な感覚であり、意味が異なる。	一	主権者が県民であることを明確化するために、二段落目の「県民の厳謹な信託により」のところに宮城県議会などのように「主権者たる県民の厳謹な信託により」と「主権者たる」を加筆してはいかがかと考えます。	厳しい倫理意識→崇高な倫理意識	一	一
目的(1条)	一	一	前文と同じく「主権者たる県民の厳謹な信託」としてはいかがでしょうか。	一	一	一
責務(2条)	・3項:議員は政治倫理意識に関し…その責任を明確にする義務を負うものとする。⇒条文云々ではないが、説明責任の明確化を再度確認する必要あり。	一	一	一	3は特に重要。 「議員の有する権限または地位による影響力を不正に行使させることのないよう努める」を追加。 「辞職失職等により職を離れた時」のことも規定すべき。	一
政治倫理基準(3条)	・県民に対する人権侵害(SNS含め)、名誉棄損なども規定すべき。cf.埼玉県鶴ヶ島市、和歌山県海南市 例・発言または情報発信を行うときは、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。 ・(その地位を利用して)嫌がらせ、強制、又は圧力をかける行為その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	一	一	議員は自らが行う情報発信(第三者の利用を含む)において他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしてはならない	人権侵害の恐れのある行為の禁止（第三者を通して）	人権尊重を議員活動の基礎に置く。
審査の請求(4条)	審査請求や審査会議論等の客觀性、公平性をどう担保するかが大切であり、これらをどこで担保するのかの議論が必要。	一	定数の12分の1の根拠を教えてほしいと思います。 他県もいろんなパターンがあるので三重県が12分の1であるのはなぜなのか。	議員定数の1／3以上かつ2会派以上	県民審査申し立てについて盛り込む	審査請求の濫用にならないよう同一会派の議員だけでは請求できないこととする。 県民に審査請求の権利を付与する。
審査会の設置(5条)	・議会運営委員会に諮り、採決する可能性をどう考えるか。 「過半数をもって」など具体に記述する必要はないか? ・各会派の割り当てから考えても議会運営委員会を充てることは妥当か?全会派から審査会に参加できる枠組みを考えるべきではないか?	一	一	「議会運営委員会に諮り」を削除	一	審査会は原則公開とし、必要があれば非公開とすることも可能とする。
審査会の運営(6条)	・3項 結果の具体例を明示することが必要。議員辞職勧告、役職辞任の勧告等とあるだけであり、それが同列に扱われることにも違和感がある。 cf.和歌山県海南 議員辞職勧告、議会内の役職辞任勧告 この条例の規定を遵守させるための警告、その他必要と認める措置、ほかに、本会議や代表者会議での謝罪など。 cf. 地方自治法第135条 懲罰の内容 ・4項 議員だけで調査会を構成することの是非をどう考えるか。 恣意的な取組の排除、客觀性・公平性・透明性の担保をどう図るか、という根本的な課題を議論する必要がある。 第3者(有識者等)からの意見聴取は必要である。誰に依頼するか、都度任命するか、など詰める必要がある。 ・第8項 原則として非公開⇒原則として公開とする、に変更。 但し、審査会の判断により非公開とすることができる。	一	一	被審査議員から公開の要求があった場合の公開	委員の過半数は外部の委員とする。 その場合外部委員の政治的中立性を担保する。	
議長への報告(7条)	一	一	一	一	一	一
審査の結果の通知及び公表(8条)	・意見書とは何を指すか、明確にしておく必要があります。 弁明書と同趣旨か。	一	一	一	一	一
意見書の提出及び公表(9条)	一	一	一	一	一	一
措置(10条)	一	一	一	「審査会が必要と認める措置」にはどのようなものがあるのか? 第6条との関係	措置の内容について列記すべきかどうか	一
委任(11条)	・逐条解説等は必要。	一	一	一	一	一
その他	全体を通しての客觀性、公平性をどう担保するかが大切であり、これらをどこで担保するのかの議論が必要。	・1人を多数で吊り上げる形は良くないと考える。 弁護役かプロの弁護士が入る形を検討るべき。 ・議員が議員を裁く以上、罪刑法定主義の観点から条文は極力あいまいさをなくすべき。 ・濫用を防ぐためにも、感情ではなく、根拠を明確にする等、客觀的な議論ができる仕組みとなるべき。	この条例に関しては特に大きく改正する必要もないのかかもしれません、この条例について各議員が今一度周知徹底をする必要があると考えます。	一	県からの補助を受けている団体の報酬を伴う役職に就くことを禁止	一